

告 示 第 1 号

令和5年8月22日

ランニング桜島大会実行委員会

会長 奥 真 一

「第43回ランニング桜島大会」弁当調達業務委託に係る企画提案競技の実施及び企画提案競技に参加する者の資格について（告示）

「第43回ランニング桜島大会」弁当調達業務委託に係る企画提案競技の実施及び企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加を希望する者は、下記の申込要領により企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

「第43回ランニング桜島大会」に参加するランナーに鹿児島らしさを感じることができる内容の弁当を提供する。

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては次に掲げる要件を全て満たしていることとし、複数の事業者で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する場合にあっては代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)から(7)までの要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に本社及び製造所を有し、その製造所において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を受けている業者であること。
- (3) 納期が到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市区町村税。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (6) 本公告の日（以下「告示日」という。）現在において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (7) 平成31年4月1日から告示日までの間に1,000個以上の弁当調達業務の受注実績を有していること。
- (8) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達ができ、納入場所において弁当提供時間中の待機が可能であること。
- (9) 食品賠償保険等（死亡・後遺障害補償が1億円以上であるもの）に加入していること。

3 申込要領

(1) 申込みの受付期間及び受付時間

ア 令和5年8月22日（火）から同年9月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(2) 申込書等の提出方法

提出先に直接持参すること。

(3) 申込書等の提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

ランニング桜島大会実行委員会事務局（鹿児島市スポーツ課内）

電話 099-803-9621

FAX 099-803-9623

メールアドレス spo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp

(4) その他

この業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができます。

4 提出書類

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 事業者概要（様式2）

- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 同意書（様式4）
- (5) 冷蔵車等確保手段概要（様式5）
- (6) 食品賠償保険証の写し（死亡・後遺障害補償が1億円以上であるもの）

5 提出部数

各1部

6 説明会

実施しない。

7 企画提案競技実施要領

別添の「第43回ランニング桜島大会」弁当調達業務委託契約に係る企画提案競技実施要領」のとおり

8 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、3の(3)の提出先に告示日から8月28日（月）までに、電子メールで質問書（様式6）により行うこと。また、電子メール送信後、提出先に電話にて受信の確認を行うこと。

なお、質問書に対する回答は、令和5年8月30日（水）までに参加申込書の提出があった者全員に電子メールで行う。

9 注意事項

共同企業体が選定された場合は、選定結果通知後速やかに、共同企業体協定書を別途提出すること（記載事項等については、本市の契約規則等を遵守した上で、別途協議する。）。